

秋田市訓令第6号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令

秋田市副市長事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、福祉保健部（保健所に限る。）」を削り、同条第2号中「（保健所を除く。）」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。